

入 札 説 明 書

【件名：馬鈴しょ保冷貯蔵庫建設工事】

1. 入札参加資格の確認等

- (1) 入札に参加を希望する者は、公告に従い、入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び必要な書類を提出しなければならない。

なお、提出方法は公告に定めるものとする。

- (2) 申請書及び必要な書類は、様式 1 から様式 5 までにより作成すること。

- (3) 公告で提出を求めた書類については、次に従い作成すること。

なお、①の同種又は類似工事の施工実績について及び③の配置予定技術者の施工経験は、令和 7 年 4 月末までに工事が完了し、引渡しが済んでいるものに限り記載をすること。

① 同種又は類似工事施工実績書（様式 2）

施工工事と同種又は類似の工事の施工実績を記載すること。

なお、共同企業体で履行した工事を実績としようとするときは、当該共同企業体の構成員として出資比率が 20% 以上の場合のものに限り施工実績とすることができる。

② 同種又は類似工事の施工を証する書面（様式 2 の添付書類）

上記①の同種又は類似工事施工実績書に記載した工事を施工したことを証明する書類（契約書の写し等）及び施工内容が確認できる書類（設計書、図面等）を添付すること。（いずれも、証明するものを確認できる部分の写しのみで可とする。）

なお、共同企業体履行による実績を提出する場合は、協定書も添付すること。

③ 配置予定技術者経歴書（様式 3）

ア 配置予定技術者の資格が確認できる書類（監理技術者資格者証等）を添付すること。なお、監理技術者資格者証の写しを提出する場合には、監理技術者講習修了証の写しも添付すること。

イ 配置予定技術者を複数で申請したいときは、これを認めるので、技術者ごとに経歴書を作成すること。

ウ 配置予定技術者の同種又は類似工事の施工経験（経歴）は、該当する施工工事を記載すること。

(4) その他

- ① 申請書及び必要な書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- ② 提出された申請書及び必要な書類を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

- ③ 提出された申請書及び必要な書類は、返却しない。

- ④ 提出期限以降の申請書及び必要な書類の差し替え又は再提出は、認めない。

2 入札方法等

- (1) 入札書は、持参又は郵送で提出すること。

- (2) 入札書を郵送する場合は、書留又は簡易書留又はレターパックにより郵送しなければならない。
- (3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札執行回数は、原則として 2 回とする。なお、3 回目以降の入札は、執行状況等を総合的に勘案し判断する。

3 開札の立会い

- (1) 入札者は、開札に立会うものとする。
- (2) 開札立会者が 1 者もない場合は、開札日の翌日に開札結果を通知する。
- (3) 再度入札を行う場合において、入札者が立ち会っておらず再度入札ができない場合は、辞退したものとしみなす。

4 落札決定の取消し

無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

5 契約書作成の要否

契約書を作成し取り交わすものとする。

6 工事費内訳書の提出

- (1) 落札者は、落札金額に応じた工事内訳書を、契約書締結の事前に提出すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は、本入札の設計図書において示した内訳書を用いるものとし、金額等の算出内訳を明らかにすること。

7 契約の締結

落札決定の通知を受けた日から 7 日以内に契約を締結しない場合は、落札を取り消す。

8 その他

- (1) 入札参加者は、公告及び本書に定めるもののほか、入札心得を遵守すること。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合及び競争を妨害するなど不正をした入札者は、農林水産省の指名停止措置がおよぶ恐れがある。
- (3) 本業務は、農林水産省の補助金対象の案件である。

9 施主及び事務代行者

施 主 帯広市桜木町東 4 線 1 0 2 番地

清水 寛

事務代行者 帯広市西 1 8 条南 3 丁目 3 3 番 6 号

岡崎章特定行政書士事務所

TEL : 0120-186-586